

各医療機関 御中

大曲仙北広域市町村圏組合  
介護保険事務所長 逸見 博幸  
( 公 印 省 略 )

仙北市合併に伴う介護保険被保険者証の取り扱い  
及び介護報酬の請求について ( 通知 )

日ごろから介護保険事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、平成17年9月20日に、当広域内の「田沢湖町」「角館町」「西木村」の三町村が合併し「仙北市」となりますが、それに伴う介護保険被保険者証の取り扱い及び介護報酬の請求について下記のとおりといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 合併後も被保険者番号の変更はありません。現在使用中の被保険者証の住所と証記載保険者番号 (市町村を区別する番号) を読み替えて、そのまま使用していただきます。次回の更新認定等の際に新しい被保険者証を交付いたします。

証記載保険者番号の読み替え

・角館町 054239	} →	仙北市 052159
・田沢湖町 054262		
・西木村 054304		

2. みなし指定事業所として介護サービスを提供されている医療機関につきましては、平成17年9月サービス分の介護報酬請求の際は次の点にご留意ください(仙北市のサービス利用者についてのみ)。

- a. 合併前(9月1～19日)以外にサービス提供がない場合 = 合併の前だけ提供  
角館町(054239)、田沢湖町(054262)、西木村(054304)の番号で請求します。
- b. 合併後もサービスを提供した場合 = 合併の前も後も提供(後だけ提供も含む)  
仙北市(052159)の番号で請求します。  
合併前の分と後の分で請求書を分ける必要はありません

3. 合併により貴事業所番号が変更になる場合は新事業所番号で請求します。

以上についてご配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ】

〒014-0062

秋田県大仙市大曲日の出町 2-7-53  
大曲仙北広域交流センター内

大曲仙北広域市町村圏組合  
介護保険事務所 保険管理班

電話 0187(86)3911

FAX 0187(86)3914